

LEADBRAIN TIMES

[APRIL 2023]

会社経営に必要なひと、お金、目標を相談できるパートナーでありたい

vol. 035

MONTHLY COLUMN
今月のお役立ちブレイン令和5年度税制改正大綱
インボイス制度の
改正点を解説リードブレイン
事業再構築補助金
申請サポートのご紹介今月の
労務注目情報MONTHLY RECOMMEND
今月のおすすめ飲食店
トット

今月のごあいさつ

人出不足問題

リードブレイン代表・皆川知幸

4月というのは新年度が始まるタイミングであり、いろいろな意味で心機一転という気分になる月ではないでしょうか？そんな中2023年度最大のテーマの一つに賃上げがあげられると思います。

1月頃より新聞やニュースでは毎日のように賃上げに関する報道が続いていました。エネルギーや食料品等をはじめ、幅広く物価高が続いていたこともあり、大企業を中心に賃上げを表明する企業が沢山あります。このような状況で、当社の顧問先さまからも賃上げを積極的にすべきですか？というお声をいただくことが多くなりました。

そもそも、中小企業の賃上げ状況はどのようになっているのでしょうか。商工中金が22年11~12月に実施した調査では、23年の賃上げ率見込みは1.98%で、22年実績(1.95%)とほぼ同じ水準となっています。1月の消費者物価上昇率は前年同月比4.2%となっていますので、物価上昇と比較すると賃上げ率は抑えられていると言わざるをえません。

当然世の中の流れから言えば、光熱費や食材費が高騰する中、賃上げを実施したほうが従業員にとってみれば喜ばしいことではあります。ただ、安易に賃上げをすることにより企業自体の収益悪化をもたらすことがあります。特に中小企業はその傾向が顕著です。実際、私も日々、顧問先の皆様の決算状況・試算表等を拝見させて頂いておりますが、傾向として前年度よりも売上は上昇しているものの、コスト転嫁が不十分等により粗利が伸びず、資源・燃料等のエネルギーコスト増加等により営業利益が減少している企業が多く感じます。上記のような収益悪化のなか、安易にブームに乗って賃上げすべきなのでしょうか？

もちろん賃上げをしないことのデメリットも多く存在します。物価上昇に対して賃上げが十分ではない為、実質的には賃金が目減りすることになります。実際、厚生労働省によると、1月の実質賃金は4.1%減少したと発表されています。その結果、従業員の生活が苦しくなることも予想されます。そして最大の懸念が、大企業と中小企業との間で賃金格差が発生すると、中小企業の人材採用が更に難しくなるということです。コロナ禍による経済活動回復に伴い、企業の人手不足感が高まっています。そうした中で中小企業の人材採用が難しいと、事業継続にも影響がでてくるかもしれません。

では、どうすればいいのか。。。答えは、優先順位による。です。前提として自社は自社、他社は他社です。大企業と足並みを合わせる必要もありません。それぞれが置かれた企業の状況は千差万別です。人出不足で事業継続が困難なのであれば、そこにコストをかけても賃上げをして人材確保に走るのもあり、その事業自体を見直して再構築(撤退)するのもあり、働き方の多様性を前面に出して、給与ではない企業の魅力を前面に打ち出して人材確保するのもあり、です。実際に当社は働き方の多様性を前面に出した求人募集により、300名近くの応募をいただくことができました。(その中で採用は2名くらいの予定ですが・・・)

確かに人材不足の時代ではありますが、逆に今は多様性が重んじられる時代でもあります。賃金だけではなく、働き方、労働環境、社会性などのアピールでも人は確保できる時代です。安易に賃上げしかないと考えるのではなく、ここは少し知恵や工夫をして考えてみることも重要な局面ではないでしょうか？

令和5年度税制改正大綱

インボイス制度の改正点を解説!

いよいよ令和5年10月1日から開始されるインボイス制度ですが、事前準備に追われている企業様も多いのではないのでしょうか。令和4年12月に令和5年度税制改正大綱が閣議決定され、要件緩和や登録申請期間の変更など、新たな支援措置が講じられました。今回は主な5つの改正点を解説いたします。



インボイス制度とは?



インボイス制度は「正確な消費税計算の促進」を目的とした、「インボイス(適格請求書)」を用いて仕入税額控除を受けるための制度です。インボイス制度が開始されると、**税率や消費税額を明記した適格請求書(インボイス)の発行が義務化**され、この**インボイスを発行するためには、発行事業者への登録が必要**となります(適格請求書発行事業者)。また、インボイス制度が開始されると、**請求書・納品書・領収書などの書類に記載すべき内容が変わり、買い手は書類の保存(保管)が必要**です。さらに、**インボイス以外の請求書では仕入税額控除が受けられなくなる**など、事業者に大きな影響があります。

5つの改正点

1 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置(2割特例)

免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合、**納税額が売上税額の2割に軽減**。これにより、売上や収入を把握するだけで消費税の申告が可能となるため、事務負担も大幅に軽減される。

- 対象者** インボイス制度の導入を機に課税事業者となった免税事業者
- 適用期間** 3年間(令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間)
- 手続きなど** 事前の届出は不要で、**確定申告書に付記するのみ**。2年間の継続の縛りなし。申告時に簡易課税・本則課税とも選択適用が可能



※負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

2 中小事業者等に対する事務負担の軽減(少額特例)

インボイス制度開始後は、仕入税額控除を適用する際に、少額な取引であってもインボイスの保存が必要。
改正後 インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、**税込1万円未満の課税仕入れについては、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入れ税額控除が受けられるように。**

- 対象者** 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下または1年前の上半年(個人は1~6月)の課税売上が5千万円以下の方
- 適用期間** 6年間(令和5年10月1日~令和11年9月30日)

3 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

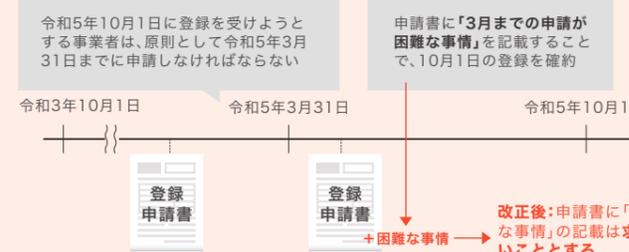
インボイス制度下では本来、値引きや返品、また売り手負担の振込手数料についても、原則として「適格返還請求書(返還インボイス)」が必要であり、この手間が以前から懸念されていた。
改正後 **少額な値引き等(1万円未満)については、返還インボイスの交付を不要とする。**

- 対象者** すべての事業者
- 適用期間** 適用期限なし



4 登録申請手続の柔軟化

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になる場合、原則として令和5年3月31日までに申請書を提出しなければならない。もし遅れる場合には「困難な事情」の記載が必要。
改正後 **令和5年4月以降でも「困難な事情」の記載なしで申請可能。**



5 登録手続の見直し

✓ 免税事業者が課税期間の初日から登録を受けようとする場合、**課税期間の初日から15日前までに申請書を提出**しなければならない。(現行は1か月前まで)

✓ 令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間において、令和5年10月1日後に登録を受けようとする免税事業者は、**申請書に登録希望日(提出日から15日以後の日)を記載**するものとする。



財務コンサルティングサービス

会社にとって重要な資金繰り。その一翼を担う金融機関との交渉から、財務状況改善のための計画書づくり、金融機関に依存しない財務戦略等、お金に関する悩みを解決するソリューションを提供いたします。

27,500円(税込)~

リードブレン 事業再構築補助金 申請サポートのご紹介



事業再構築補助金申請サポートとは？

コロナや物価高の高騰といった事業環境の変化へ適応する中小企業や小規模事業者を支援する目的で設定された国の補助金である、事業再構築補助金。申請要件の1つに「認定支援機関と事業計画を作成する」がありますが、弊社は認定支援機関として、煩雑で長期に渡る申請準備～採択～入金までのトータルサポートを提供しています。



事業再構築補助金申請サポートを利用するメリット

✓ 飲食店に特化した高い採択率



✓ 補助金事務局との橋渡し役になります



✓ 経験を活かした採択後の手厚いフォロー

✓ 認定支援機関として、採択可能診断から入金までのワンストップ対応

ご利用の流れ

1 お問い合わせ・ご相談

まずは、弊社のお問合せフォームまたはお電話にてお気軽にご相談ください。



2 ヒアリング・採択可能性診断

事業内容をヒアリングし、その内容から採択可能性を診断いたします。その後、①売上が確認できる資料、必要であれば②損益計算書等をお送りいただき、申請要件を満たしているかどうかを確認させていただきます。



3 ご契約



4 申請書類準備→申請

事業内容を詳しくヒアリングし事業計画書の作成、そして申請書類を整えます。

✓ ポイント

事業計画書の作成では、採択に繋げるため現在の事業環境や新事業に至った経緯等、深掘りしてヒアリングさせていただいております。

さらにこの時点で新事業の見積書や図面等の具体的な資料があることが望ましいです。



5 採択結果発表

採択発表は、申請締切日から約2～3ヶ月後に、お客様のマイページと事業再構築補助金公式HPにて発表されます。



6 交付申請→交付決定

見積書や相見積り書等を所定の様式に揃え、交付申請を行います。ここでは、見積書の経費項目の記載方法等、補助金事務局から指摘されやすい事項を事前にお客様へお伝えし、やり取りの手間を最大限省けるようサポートいたします。



7 事業実施

交付決定された内容に沿って、契約、発注、納品等事業を進めていただきます。



8 実績報告→補助金交付

事業が完了(飲食店であれば、支払い等をすべて終えオープン準備が整い)次第、請求書や支払明細、導入した設備機材の写真等の書類をもって実際に事業を行ったことを報告します。内容に問題が無ければお客様のご指定の口座へ補助金の入金となります。

✓ 採択後のポイント

⑥交付申請や⑧実績報告は、補助金事務局との<申請・報告→内容修正による差戻→修正対応→再申請・再報告>というやり取りです。これまでの経験を基に、指摘されやすい箇所を事前に修正した上で補助金事務局に申請・報告することで、最大限やり取りの回数を減らし、早めの入金となされるよう全力でサポートいたします。その過程においてお客様にも対応、確認いただく場面があるため、ご協力いただきながら進めております。



お客様の声

この苦しい時期に補助金を活用できるのは非常に助かりました



採択後のやり取りでは修正内容が細かく辛く感じることもあったが、フォローが多くスムーズにやり取りできました。



事業計画を入念に練り、申請の前に具体的な見積もりを取っておくとよりスムーズだったと思います。

料金

着手金 55,000円(税込)
※返還なし

成功報酬 交付決定額の10%(税別)
※交付決定時、補助金入金時の2回にわけてご請求

入金後、5年間(1年に1度)の事業化状況報告と呼ばれる事業の成果の報告する義務があります。こちらのサポートについては別途ご相談させていただきます。



お問い合わせはこちら



今月の 労務注目情報



労務

令和5年度の雇用保険の保険料率が決定 | 0.2% (労使で0.1%ずつ) 引き上げ

令和5年度の雇用保険の保険料率が決定されました。財源確保のため、次のように引き上げられることになりました。

()は令和4年10月から令和5年3月までの間の率

事業の種類	内訳	雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率		二事業の料率
			被保険者負担分	事業主負担分	
いわゆる一般の事業		1,000分の15.5 (1,000分の13.5)	1,000分の6 (1,000分の5)	1,000分の6 (1,000分の5)	1,000分の3.5 (1,000分の3.5)
				計 1,000分の9.5 (1,000分の8.5)	
いわゆる農林水産業 清酒の製造の事業		1,000分の17.5 (1,000分の15.5)	1,000分の7 (1,000分の6)	1,000分の7 (1,000分の6)	1,000分の3.5 (1,000分の3.5)
				計 1,000分の10.5 (1,000分の9.5)	
いわゆる建設の事業		1,000分の18.5 (1,000分の16.5)	1,000分の7 (1,000分の6)	1,000分の7 (1,000分の6)	1,000分の4.5 (1,000分の4.5)
				計 1,000分の11.5 (1,000分の10.5)	

令和5年4月から令和6年3月までの間の雇用保険の保険料率が決まり、現行の率から1,000分の2(労使で1,000分の1ずつ)引き上げられることになりました。
なお、前年度(令和4年度)には年度途中の引き上げがありましたが、本年度(令和5年度)についてはその予定はありません。

補足ポイント

労災保険の保険料率は、全額事業主負担です。業種に応じて定められていますが、メリット制の適用がない限り、前年度と同率に据え置くこととされました。

賃金引き上げ特設ページを開設(厚労省)

厚生労働省が「賃金引き上げ特設ページ」を開設しました。この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、平均的な賃金額がわかる検索機能、各種助成金など、賃金引き上げのために参考となる情報が掲載されています。中でも、賃金検索機能は地域・業種・職種ごとに平均的な賃金を調べることができる機能となっており、企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用ください!

厚生労働省
「賃金引き上げ特設ページ」はこちら→



<https://pc.saiteichingin.info/chingin/>

賃金引き上げの特設ページのメニュー

MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU2

地域・業種・
職種ごとの平均的な
賃金検索機能

MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

令和5年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る協会けんぽ(全国健康保険協会)は、基本的に、毎年1回、3月分(4月納付分^(補足))から適用される保険料率の見直しを行います。令和5年3月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。

補足ポイント

企業が納付する健康保険の保険料の納付期限は翌月末日であるため、3月分は4月納付分

一般保険料率(都道府県単位保険料率) は変更あり(静岡県以外は変更あり)

北海道	10.29%	石川県	9.66%	岡山県	10.07%
青森県	9.79%	福井県	9.91%	広島県	9.92%
岩手県	9.77%	山梨県	9.67%	山口県	9.96%
宮城県	10.05%	長野県	9.49%	徳島県	10.25%
秋田県	9.86%	岐阜県	9.80%	香川県	10.23%
山形県	9.98%	静岡県	9.75%	愛媛県	10.01%
福島県	9.53%	愛知県	1.001%	高知県	10.10%
茨城県	9.73%	三重県	9.81%	福岡県	10.36%
栃木県	9.96%	滋賀県	9.73%	佐賀県	10.51%
群馬県	9.76%	京都府	10.09%	長崎県	10.21%
埼玉県	9.82%	大阪府	10.29%	熊本県	10.32%
千葉県	9.87%	兵庫県	10.17%	大分県	10.20%
東京都	10.00%	奈良県	10.14%	宮崎県	9.76%
神奈川県	10.02%	和歌山県	9.94%	鹿児島県	10.26%
新潟県	9.33%	鳥取県	9.82%	沖縄県	9.89%
富山県	9.57%	島根県	10.26%		

介護保険料率(全国一律/40歳以上65歳未満の方について、1に加えて負担・納付)

全国一律 **1.82%** 1.64%から変更



健康保険組合が管掌する健康保険においては、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

静岡県を除く46都道府県で都道府県単位保険料率が変更されます。全国一律の介護保険料率も変更されますので、「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」の変更が必要となります。給与計算ソフトをお使いの場合には、その設定にも注意しましょう。給与計算に関することについてご不明な点がございましたら、お気軽にお声掛けください。



労務顧問サービス

単なる労務管理の視点からだけでなく、多岐にわたる「人」の問題について専門の社労士が
貴社の現状に即した、最適な解決方法をアドバイスさせていただきます。

22,000円(税込)~

お問い合わせはこちら



LB広報部チョイスの
今月のおすすめ店



今月の担当:N・S

トトト

オープンでスタイリッシュな店内で 楽しむ窯焼きピザ

今月ご紹介するのはJR中野駅から徒歩5分のところにある「トトト」です。ピザがメインですが、パスタやおつまみもあり、お酒もとても豊富です。実はこちらのお店は大人気「マグロ마트」系列のお店なのだから。店内はキッチンやピザ窯が見える開放感のある設計が特徴で、グレーを基調としたデザインやガラス張りの窓などがとてもスタイリッシュでした。早速ピザのメニューを見てみると、海鮮を使ったメニューがたくさんありました。「穴子と山椒」「秋刀魚とドライトマト」



など、他では食べられないような、そして自分では思いつかないような組み合わせのピザがたくさんあり、メニューを見ているだけでも楽しむことができます。ピザはハーフ＆ハーフにできるので、気になるお味を試すこともできます。またお酒もオリジナルのカクテルやサワーがあり、こだわりを感じられました。今回私が頼んだ「すだちと香草を漬け込んだジンのサワー」もトトトオリジナルのサワーで、さわやかな香りを楽しめて飲みやすく、こってりしたソースのピザやパスタにもぴったりでした。

今回はお酒もお料理も種類が多く、おしゃれな雰囲気が魅力的な「トトト」をご紹介しました。女子会やデートでのご利用はもちろんですが、ワイン好きの方にもぜひおすすめしたいお店です！

トトト

〒164-0001 東京都中野区中野5丁目57-5

MONTHLY NEWS 今月のお知らせ

IT導入補助金2023 においてもIT導入支援 事業者としてご支援 いたします！



中小企業・小規模事業者のみならずITツール導入に活用いただけるIT導入補助金。そんなIT導入補助金において、当社は2021からIT導入支援事業者として登録申請し、2023年においても申請者の皆さまと共同事業体となって、ITツールの導入・申請サポートを行って参ります。ECサイトや会計ソフトの導入等にご興味ありましたら是非お気軽にお問い合わせください！



LEAD BRAIN

経済産業省認定 経営革新等支援機関
リードブレイングループ

リードブレイン株式会社
リードブレイン社会保険労務士法人
リードブレイン行政書士法人

TOKYO OFFICE 〒101-0027 東京都千代田区神田平河町1 第3東ビル301
TEL 03 5835 2805 FAX 03 5835 2825

NAGOYA OFFICE 〒466-0051 愛知県名古屋市中区御器所 3-10-5 3階
TEL 052 890 7841 FAX 052 890 7845